



最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について (平成20年4月15日、令和5年1月24日一部改正、消防庁特殊災害室事務連絡)

「大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について」(平成20年4月15日付け事務連絡)を一部改正し、防災要員の人数を減ずることができると思われる事例を追加し、取りまとめました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230124_tokusai_1.pdf